

入札公告

次のように事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和8年8月28日

酒田市長 矢口 明子

記

- 1 入札に付する事項
- (1) 名称
- 公用車などの売却
- (2) 売却する物品の概要

番号	売却物品	初度登録年月など	走行距離又は アワーメーター	排気量 (cc)	一時抹消登録等状況	最低売却 価格(円)	入札保 証金(円)	備考
1	トヨタ コースター	平成9年 6月登録	156,022km 令和8年5月18日現在	4,160	一時抹消登録済	100,000	10,000	バス
2	ホンダ パートナー	平成22年 8月登録	127,934km 令和8年8月3日現在	1,490	一時抹消登録済	30,000	3,000	バン
3	三菱 ミニキャブバン	平成22年 11月登録	122,958km 令和6年11月8日現在	650	一時抹消登録済	11,000	1,100	軽自動車
4	トヨタ ハイラックスサーフ	平成9年 5月登録	140,328km 令和8年5月27日現在	2,690	一時抹消登録済	30,000	3,000	ステーションワゴン
5	スバル ステラ	平成20年 10月登録	99,160km 令和8年4月27日現在	650	一時抹消登録済	15,000	1,500	軽自動車
6	いすゞ エルフ	平成8年 7月登録	12,981km 令和8年7月10日現在	4,570	一時抹消登録済	200,000	20,000	消防車
7	いすゞ エルフ	平成8年 7月登録	16,818km 令和8年7月10日現在	4,570	一時抹消登録済	200,000	20,000	消防車
8	日産 アトラス	平成10年 2月登録	8,582km 令和8年7月10日現在	1,990	一時抹消登録済	50,000	5,000	消防車
9	三菱 ミニキャブバン	平成23年 11月登録	71,640km 令和8年6月30日現在	650	一時抹消登録済	30,000	3,000	軽自動車
10	トヨタ RAV4	平成8年 6月登録	94,007km 令和8年7月9日現在	1,990	一時抹消登録済	70,000	7,000	公共応急作業車
11	日野 ポンチョ	平成19年 9月登録	794,492km 令和8年5月26日現在	4,720	一時抹消登録済	31,000	3,100	バス
12	ニイガタ ローターリー除雪車	平成6年 11月登録	1,325h 令和7年6月3日現在	1,498	ナンバープレート返還予定 (廃車申告書兼標識返納書提出時)	50,000	5,000	小型特殊自動車 歩道用ロータリー除雪車
13	小松メック ローターリー除雪車	昭和60年 10月登録	7,434h 令和7年6月3日現在	6,490	一時抹消登録済	150,000	15,000	ロータリー除雪自動車 スノウブラウ付属
14	カワサキ 除雪ドーザ	昭和62年 10月登録	26,698km 令和7年6月3日現在	10,300	一時抹消登録済	200,000	20,000	タイヤ・ドーザ
15	小松メック 除雪ドーザ	平成1年 10月登録	6,047h 令和7年6月3日現在	6,490	一時抹消登録済	200,000	20,000	タイヤ・ドーザ
16	いすゞ 糞尿車	平成8年 7月登録	102,160km 令和8年6月29日現在	4,330	一時抹消登録済	30,000	3,000	糞尿車
17	三菱 ローザ	平成19年 6月登録	717,480km 令和7年8月28日現在	4,890	一時抹消登録済	50,000	5,000	バス
18	ヤマハ ピアノ	昭和60年 2月製造	—	—	—	40,000	4,000	アップライトピアノ
19	ヤマハ ピアノ	昭和47年～ 昭和63年製造	—	—	—	1,000	100	アップライトピアノ
20	Apple iPad	令和3年頃製造	—	—	—	600,000	60,000	第8世代 75台

※最低売却価格には、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金（車両のみ）を含みます。

※自動車の名義変更に必要な費用は、別途落札者が負担するものとする。

※売却する物品の詳細は、令和 8 年 9 月 9 日(水)午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション酒田市トップページを参照のこと。<https://kankochi.jp/gov/6066179158/?p=as>

2 入札参加者の資格及び条件

本入札の参加資格者となることができるのは、個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 公有財産売却の参加仮申し込みの時点で、未成年者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (5) 酒田市に対し納税義務があり、市税を滞納している者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 酒田市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークション利用規約、ガイドラインの内容を承諾せず遵守できない者
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和 8 年 9 月 9 日(水)午後 1 時から令和 8 年 9 月 29 日(火)午後 2 時まで紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で運用する公有財産売却システム（以下、「システム」という。）により、参加の仮申込み手続きを行なうこと。

(2) 本申込み

本申込みの書類提出や手続きは不要です。

酒田市において、システムに登録された仮申込内容及び入札保証金の納付確認後、本申込登録を行なう。なお、システム上で仮申込み手続きをしていない者は、入札に参加することができない。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「3 入札参加申込みの方法」の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカード（デビットカードは除く）による納付のみとする。システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカード（デビットカードは除く）にて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払い代金に充当する。

(3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

- (4) 落札者が、酒田市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は酒田市に帰属する。

5 入札物品の公開及び質問

(1) 日時

令和 8 年 10 月 6 日(火)及び 10 月 7 日(水)の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 場所

入札物品の公開場所の詳細は、令和 8 年 9 月 9 日(水)午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション酒田市出品ページの基本情報「引渡時保管場所」を参照のこと。<https://kankocho.jp/gov/6066179158/?p=as>

(3) 申込

物品の確認を希望する者は、令和 8 年 9 月 30 日(水)正午まで「公開参加申込書」【様式 1】を契約検査課へ F A X 又は電子メールで提出すること。なお、時間を調整する場合があるので留意すること。また、試乗（運転）はできないので留意すること。

(4) 質問

本入札に参加しようとする者で物品に関し、質問がある場合は、令和 8 年 10 月 9 日(金)正午まで「質問書」【様式 2】を契約検査課へ F A X 又は電子メールで提出すること。入札物品の公開時及び電話での質問は受け付けない。

6 入札期間及び場所

(1) 入札期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)午後 1 時から令和 8 年 10 月 21 日(水)午後 1 時まで。

(2) 場所

システム上。なお、入札は、一度しか行うことができない。一度行った入札は、取り消しや金額の変更はできない。

7 開札及び落札者の決定方法

(1) 令和 8 年 10 月 21 日(水)午後 1 時以降に、システム上で開札する。

(2) 予定価格以上で、かつ最高価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

(3) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 入札物件ごとに落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号及び売却決定金額を売却システム上に一定期間公開する。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(酒田市インターネット公有財産売却システムガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 契約締結及び売却代金の納入

(1) 落札者の入札参加資格要件を審査し、当該条件を充たしていることが確認できた場合に、落札者を買受人として契約を締結する。

(2) 落札者は、令和 8 年 10 月 22 日(木)午後 5 時までに次の書類の内【様式 3】【様式 4】を酒田市総務部契約検査課へ FAX 又は電子メールで提出し、追って【様式 3】【様式 4】を含めた提出書類全部を持参又は郵送すること。申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とする。

①法人の場合

	必 要 書 類
ア	【様式 3】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（兼確約書）
イ	【様式 4】暴力団排除に関する誓約書（裏面の役員名簿も記載すること）
ウ	代表者印の印鑑証明書 本書 （発行日から 3 か月以内のもの）
エ	現在事項証明書 写し可 （発行日から 3 か月以内のもの）※法務局発行のもの

②個人の場合

	必 要 書 類
ア	【様式 3】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（兼確約書）
イ	【様式 4】暴力団排除に関する誓約書
ウ	実印の印鑑登録証明書 本書 （発行日から 3 か月以内のもの）
エ	住民票 写し可 （発行日から 3 か月以内のもの） ※入札参加申込み時点の住所地の市区町村発行のもの ※外国籍の者は、国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるもの

- （3）酒田市から契約書を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上（2 部作成）次の書類を添付して令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 2 時 30 分まで届くように契約検査課へ持参又は郵送すること。申請書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

①法人の場合

	必 要 書 類
ア	酒田市に対し納税義務がある場合、納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分） 写し可 （発行日から 3 か月以内のもの）
イ	【様式 5】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

②個人の場合

	必 要 書 類
ア	本籍地の市区町村で発行した身分証明書 写し可 （発行日から 3 か月以内のもの） ※日本国籍の者のみ必要
イ	登記されていないことの証明書 写し可 （国籍が記入された発行日から 3 か月以内のもの） ※外国籍の者のみ必要。 ※東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の 戸籍課で発行
ウ	酒田市に対し納税義務がある場合、納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分） 写し可 （発行日から 3 か月以内のもの）
エ	【様式 5】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

- （4）売却代金は、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金（車両のみ）を含む金額とする。
- （5）売却代金の納入義務者は、落札者に限る。
- （6）売却代金は、令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 2 時 30 分までに、酒田市が用意する納入通知書により納入するか、指定口座に振込むこと（振込手数料は落札者負担）。なお、納入金額は、売却代金から

契約保証金を控除した金額となる。

(7) 納期限まで売却代金の納入がされない場合、この契約は無効とする。

(8) 売却代金の納入がなされても、理由もなく引渡し期限まで物品の搬出がなされない場合、この契約は無効とする。この場合、原則として売却代金の返金を行わない。

1 0 所有権の移転及び名義変更

(1) 売買物件の所有権は、落札者が売却代金を完納した時に移転するものとする。

(2) 売却代金完納後の売買物件の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

(3) 落札者に酒田市より「譲渡証明書」等の所有権変更手続きに必要な書類を送付するので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

1 1 物品の引渡し

(1) 期限

物品の引渡し期間は、令和8年11月5日(木)から令和8年12月10日(木)までとする。物品引渡しの時間は土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後4時までとするので、希望の日時を契約検査課に連絡すること(調整する場合あり)。

(2) 場所

物品の引き渡し場所の詳細は、令和8年9月9日(水)午後1時以降に、KSI 官公庁オークション酒田市出品ページの基本情報「引渡し保管場所」を参照のこと。<https://kankocho.jp/gov/6066179158/?p=as>

(3) 手続き等

①物品の引き渡しは、売却代金の納入を確認した後とするので、次の書面を持参すること。

ア 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、住民票など住所及び氏名を確認できるもの)

イ 酒田市から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ 売却代金の納入を証するもの

※代理人が引渡しを受ける場合は、代理人の本人確認書類(上記ア)を持参すること。

※なお、代理人が引渡しを受ける場合は、別途「委任状(物品受領)」【様式7】が必要になるので留意すること。

②引渡し完了後、「物品受領書」【様式6】を記入し、契約検査課に提出すること。

③物品の引き渡し後、「酒田市」等の表示を消去し、写真を契約検査課に提出すること。詳細は、令和8年9月9日(水)午後1時以降に、KSI 官公庁オークション酒田市出品ページの「引き渡し条件」を参照のこと。<https://kankocho.jp/gov/6066179158/?p=as>

④物品の引渡し方法は現状渡しとし、酒田市は契約不適合責任を負わない。

1 2 問い合わせ先

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市総務部契約検査課

電 話 0234-26-5708

FAX 0234-26-5738

メール keiyaku@city.sakata.lg.jp